

## JRR-3 許可基準規則への対応と後段規制の関係

許可申請書での説明			保安規定	該当条文(第5編)	備考	
許可基準規則 第6条	外部事象対策 (自然現象)	竜巻対策	F1+随件事象の発生を考慮しても安全機能を損なわない設計	○	第65条第2項第1号	※安全機能を有する施設を内包する建物が対象 影響を及ぼすおそれがある場合には原子炉を停止する
		火山対策	万一の降灰に備え、必要な対策(原子炉停止、火山灰除去)を行う。	○	第65条第3項第1号、第3号	保安規定に従い原子炉停止及び除灰を行う
		森林火災対策	施設周辺の草木の管理その他必要に応じた対策を講じる。	○	第32条の3第1項	保安規定に従い草木の管理を行う
	外部事象対策 (人為事象)	有毒ガス	必要に応じて、原子炉を停止し運転員は退避する。	○	第65条第5項	設工認その7で安全避難通路を申請するため、必要に応じて避難可能である。また、異常時に原子炉を停止させ、避難することを保安規定等に定める。
第8条	火災による損傷の防止	火災の発生防止	発火性物質及び引火性物質の持ち込みを管理する。	○	第5条第1項第7号	可燃物等の持ち込みの管理を保安規定に定める
		火災影響の軽減	火災発生を確認したときは、原子炉を停止する。	○	第59条の2	
第23条	保管廃棄施設	本原子炉施設から生ずる放射性固体廃棄物は、可燃性又は不燃性に分けて金属製の廃棄物容器等により汚染拡大の防止措置を講じた上で、保管廃棄施設である廃棄物保管室及び廃棄物保管場所に一時的に保管廃棄し、表面の線量当量率を確認した後、本研究放射線廃棄物処理場へ引き渡す。		○	第71条第1項	
第40条	B-DBA拡大防止	設計基準事故より発生頻度は低い、敷地周辺の一般公衆に対して過度の放射線被ばく(実効線量の評価値が発生事故当たり5mSvを超えるもの)を与えるおそれがある事故について、事故の拡大を防止するために必要な措置を講じる。		○	第5条の2	

令和2年1月27日審査会合資料3-2において新たに保安規定で定めるとしたものを抜粋し加筆